

# 西部臨床研究会 会則

## 第1条（名称）

本会は西部臨床研究会と称する。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は三好病院医学教育センターに置く

## 第3条（目的）

本会は徳島県西部医療圏における包括的な医療，福祉，保健の発展に貢献し，地域での円滑な医療の向上に寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は前3条の目的達成のため，次の事業を行う

- 1， 学術研究発表会および外部講師などによる講演会の開催
- 2， 症例検討会の開催
- 3， 市民に対する講演会
- 4， 機関紙などの刊行
- 5， その他，前条の目的を達成するために必要な事業

## 第5条（会員）本会の会員は次のとおりとする

- 1， 三好病院職員
- 2， 徳島県西部医療圏の医師会員並びにその事業所に勤務する者
- 3， 福祉，保健，医療関連従事者

## 第6条（役員）

- 会長 1名  
副会長 1名  
幹事 4名  
監事 1名

第7条 1， 会長は三好市医師会長とする

2， 副会長は三好病院院長とする

3， 幹事は三好市医師会および三好病院より各々2名選出する

4， 監事は三好病院事務局より選出し，本会の会計を監査する

第8条 会長は本会の業務を総括し，本会を代表する

第9条 上記役員は役員会を組織し，本会の事業に関する事項を決議，執行する

第10条 1， 役員の任期は1年とし，再任を妨げない

2， 役員の欠員は補充しその任期は前任者の残任期間とする

第11条 （会議）

会長は年1回程 役員会を招集する

第12条 （学術集会）

1， 会長が主催する研究会，研修講演会などは年4回程開催する

2， 講演会の企画は三好病院医学教育センターで企画し役員にはかる

3， 三好病院多目的ホールまたは講義室での開催を原則とする

第13条（運営費）

研究会の運営費は，三好病院賛助費，医師会賛助費をもってこれに当てる

第14条（会則の変更）

本会則は会長の承諾を得て随時変更する事ができる。

平成26年5月改定